

令和4年4月27日

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会（試験事業部）

【重要】令和3年度補償業務管理士検定試験（口述）の追加実施について

令和3年度の補償業務管理士検定試験（口述）につきまして、下記の特例措置を講じる予定ですので、お知らせします。

記

1. 令和3年度補償業務管理士検定試験（口述）の追加実施（以下「追加試験」という）について

①受験対象者

○令和4年2月28日～3月11日の間に実施した令和3年度補償業務管理士検定口述試験（以下「当初試験」という）の受験申し込みをした方のうち、当初試験を受験しなかった方（受験取り下げ手続きをした方と当日欠席の方）

※当初試験の受験を申し込んでいない方と、当初試験を不合格となった方は追加試験の対象外です。

②追加試験日時：6月7日（火） 受付時間：9時30分～17時の間

※受験者毎の受付時間は当協会が別途指定します。他の日程やあらかじめ特定の時間帯での受験を希望することはできません。

③追加試験会場：「エッサム神田ホール2号館」（東京会場のみ、次ページ案内図参照）

東京都千代田区内神田3-24-5

2. 追加試験の受験手続等について

①追加試験の対象となる方に対し追加試験受験の希望の有無を、当協会から5月11日（水）～5月13日（金）の間に、当初試験の受験申込書記載の電話番号宛に電話にて確認します。

上記期間内に電話がない場合は、お手数ですが協会まで問い合わせをお願いします

（電話：03-3591-6618、ガイダンス1）。

②追加試験の受験を希望する場合は、再度の申込み等の手続きはありません。追加試験は、当初試験申込時に提出された調書等に基づき実施します。受験番号についても、当初試験の番号を使用します。受験票が手元にない場合は協会までお問い合わせください。

③当初試験の申込時から住所等に変更があった場合は、受験前に住所変更等の届出を行ってください。

④追加試験を受験する方については、5月31日（火）までに当協会ホームページ上で、受験番号により受験者毎の受付時間帯をお知らせしますので、各自でご確認のうえ、当日は遅れないよう到来してください。

⑤追加試験に合格した場合の登録の有効期限は、当初試験の合格者と同じです。また、コースⅡ

で合格した方については、合格後に専門研修及び試験の免除審査の申請手続きが必要です。

3. 受験手数料の取扱い等について

- ①追加試験を受験する場合は再度の受験手数料の納付は不要ですが、追加試験を受験を希望した方が受験しなかった場合の受験手数料の返還はありません。
- ②追加試験を受験を希望しない場合は、受験手数料返還手続きを行っていただいた後、当初試験の申込時に納入した受験手数料の80%を返還いたします。ただし、返還に伴う振込手数料は、受験者の負担となります。

4. その他

- ①本件については、令和3年度の口述試験に限る特別な措置となります。
- ②今後、試験実施について連絡事項がありましたら、当協会ホームページ「研修・試験のお知らせ」に掲載しますので、適宜、ご確認ください。

試験会場案内図：「エッサム神田ホール2号館」 千代田区内神田3-24-5

